

第10章 屋外貯蔵所の基準（危政令第16条）

第1 屋外貯蔵所の区分

- 1 屋外貯蔵所は、第2類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの（以下「硫黄等」という。）で塊状のものを除き、屋外の場所において危険物を容器入りのまま貯蔵する貯蔵所である。したがって、容器に収納されていない危険物や容器以外の物品に収納されている危険物は、塊状の硫黄等を除き、屋外貯蔵所において貯蔵できない。（S45 予136）
- 2 2以上の屋外の貯蔵所を隣接して設ける場合において、その相互間が10m未満のときは、一の屋外貯蔵所として規制するものとする。
- 3 屋根を設ける場合は、建築物内に危険物を貯蔵することとなり、屋内貯蔵所の基準の適用を受けることになるため、屋外貯蔵所としては認められない。（S51 危100）

第2 屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 場所（第1項第2号、第2項から第4項）

容器の腐食、劣化を防止するとともに万一容器から危険物が漏えいした場合に危険物が他の場所に拡大し、被害を及ぼさないように、「湿潤でなく、かつ、排水のよい場所」は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で舗装し、周囲の地盤面より高くするとともに、適当な傾斜をつけた場所であること。

液体の危険物を貯蔵する屋外貯蔵所にあつては、その周囲に排水溝及び貯留設備（第4類の危険物のうち水に溶けないものを貯蔵する屋外貯蔵所にあつては、貯留設備に油分離装置を設ける。）を設けるよう指導する。★

2 区画（第1項第3号、第2項から第4項）

「さく等を設けて明確に区画する」とは、さくを設けるほか、周囲に排水溝を設けることをいうこと。

3 保有空地（第1項第4号、第2項から第4項）（危省令第16条）

製造所の基準第3、2(1)、(2)本文、(3)、(4)及び(7)の例によること。

4 標識及び掲示板（第1項第5号、第2項から第4項）（危省令第17条第1項、第18条第1項）

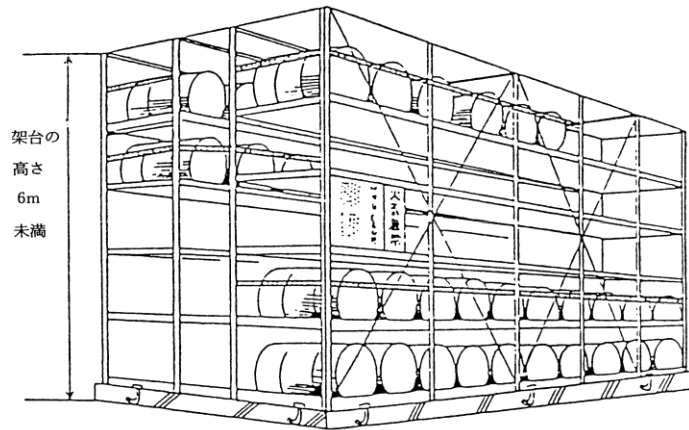
標識及び掲示板は、外部から見やすい箇所に設けること。

5 架台（第1項第6号、第2項から第4項）（危省令第24条の10）

(1) 架台の構造は、屋内貯蔵所の基準1(10)の例によること。

(2) 「架台の高さ」は、地盤面から架台の最上部までの高さをいうものであること。

（次図参照）



架台の高さ

6 塊状の硫黄等の屋外貯蔵所（第2項）

「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」（S54 危80）によること。

7 引火性固体（引火点21℃未満のものに限る。）、第一石油類、アルコール類の屋外貯蔵所（第4項）（危省令第24条の13）

「危険物を適温に保つための散水設備等」は、スプリンクラー又は屋外貯蔵所の付近に設ける散水用水道栓その他散水の機能を有する設備とし、一定の時間ごと自動的に散水が行われるものに限るものではないこと。自動的に散水を行うことができない設備等による場合には、容器を適切に冷却することができる管理体制を確保する必要があること。

8 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋外貯蔵所

「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」（H10 危36）によること。

9 危険物以外の物品の貯蔵

危規則第38条の4第1項に規定される物品以外であっても、危険物の貯蔵に伴い必要なパレット等の貯蔵用資材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資器材等については、次により必要最小限の量に限り存置できるものであること。（H10 危26）

- (1) 貯蔵用資器材、梱包用資器材及び空容器類については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に1 m以上の間隔を置くとともに、積み重ねる場合は、周囲で貯蔵する危険物に悪影響を及ぼさないよう、積み重ね高さに留意すること。
- (2) 防災資器材については、とりまとめて貯蔵し、危険物と相互に1 m以上の間隔を置くとともに、当該防災資器材が使用できないときの代替措置が講じられているものであること。